



宮 崎 県 公 報

平成28年9月30日（金曜日）号外 第48号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

条 例

| | 頁 | | 頁 |
|----------------------------------|---|--|---|
| ○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例…………… | 2 | 一部を改正する条例…………… | 4 |
| ○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の | | ○退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を 改正する条例…………… | 6 |
| | | ○宮崎県地方独立行政法人評価委員会条例…………… | 6 |
| | | ○宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部 を改正する条例…………… | 7 |

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 改正の理由及び主な内容

県立看護大学別科助産専攻の開設（平成29年4月を予定）に伴い、授業料、入学試験手数料及び入学金の新設等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 改正の理由及び主な内容

医療法及び医療施設調査規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 改正の理由及び主な内容

刑法の改正に伴い、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金の取扱いを変更するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県地方独立行政法人評価委員会条例（条例第48号）

1 制定の理由及び主な内容

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務実績に関する評価等を行う宮崎県地方独立行政法人評価委員会の組織及び委員等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 改正の理由及び主な内容

国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律の制定に伴い、警察本部警務部の所掌事務に国外犯罪被害者慰金等に関する業務を加えるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成28年11月30日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 9 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第45号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | | 改正後 | | | | | |
|--|------------------|-----|-----|-----|---|--|------------------|-----|----------|-----|---|
| (手数料) | | | | | | (手数料) | | | | | |
| 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 | | | | | | 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 | | | | | |
| (1)～(140) [略] | | | | | | (1)～(140) [略] | | | | | |
| (141) 宮崎県立看護大学の学部又は大学院の入学試験の実施 宮崎県立看護大学入学試験手数料 | | | | | | (141) 宮崎県立看護大学の学部、 <u>大学院又は別科</u> の入学試験の実施 宮崎県立看護大学入学試験手数料 | | | | | |
| (142) 宮崎県立看護大学の学部又は大学院の合格者の入学 宮崎県立看護大学入学料 | | | | | | (142) 宮崎県立看護大学の学部、 <u>大学院又は別科</u> の合格者の入学 宮崎県立看護大学入学料 | | | | | |
| (142)の2～(144)の6 [略] | | | | | | (142)の2～(144)の6 [略] | | | | | |
| (144)の7 社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料 | | | | | | (144)の7 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料 | | | | | |
| (144)の8 社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第2項の規定に基づく ^{かくたん} 喀痰吸引等研修の実施 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修手数料 | | | | | | (144)の8 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項の規定に基づく ^{かくたん} 喀痰吸引等研修の実施 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修手数料 | | | | | |
| (144)の9 社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の規定に基づく特定行為の業務を行う者の登録 特定行為業務の事業者登録手数料 | | | | | | (144)の9 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく特定行為の業務を行う者の登録 特定行為業務の事業者登録手数料 | | | | | |
| (145)～(453) [略] | | | | | | (145)～(453) [略] | | | | | |
| 2～5 [略] | | | | | | 2～5 [略] | | | | | |
| 別表第1（第2条関係） | | | | | | 別表第1（第2条関係） | | | | | |
| 使用料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 納 期 | 備 考 | 使用料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 納 期 | 備 考 |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | |
| 6 看護 大学授 業料、 看護大 学公開 講座受 講料及 び看護 大学施 設使用 料 | 授 業 料 院 | [略] | [略] | [略] | 1 学年の 中途にお いて復学 、編入学 、転入学 又は再入 学（編入 学にあっ ては、宮 崎県立看 護大学大 学院（以 下「大学 院」とい う。）の 学生を除 く。以下 「復学等 」という | 6 看護 大学授 業料、 看護大 学公開 講座受 講料及 び看護 大学施 設使用 料 | 授 業 料 院 | [略] | 535,800円 | [略] | 1 学年の 中途にお いて復学 、編入学 、転入学 又は再入 学（編入 学にあっ ては宮崎 県立看護 大学大学 院（以下 「大学院 」という 。）及び 宮崎県立 看護大学 別科（以 下「別科 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | <p>。)をした学生に係る授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月からその学年の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | <p>「という。）の学生を、転入学又は再入学にあっては別科の学生を除く。以下「復学等」という。）をした学生に係る授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月からその学年の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。</p> |
| | | | | | 2・3 [略] | | | | | | | | | | | | | | | 2・3 [略] |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表第 2（第 3 条関係）

| 手数料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|---|------------|-----|-----|------|
| [略] | | | | |
| 141 宮 崎県立 看護大 学入学 試験手 数料 | [略] 大学院 | | | |
| 142 宮 崎県立 看護大 | 学部 | | | [略] |
| | | | | |
| | 大学院 | | 1 | [県内] |

別表第 2（第 3 条関係）

| 手数料 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|---|------------------|-----|---------------|---------|
| [略] | | | | |
| 141 宮 崎県立 看護大 学入学 試験手 数料 | [略] 大学院 別科 | | 学生 入学 同 | 17,000円 |
| 142 宮 崎県立 看護大 | 学部 | | | [略] |
| | | | | |
| | 大学院 | | | [略] |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|--|------------|-------------|------------|------------|--------------|------------|-----------------|--------------|----------|-----------------|
| <p>学入学料</p> | <p>[略]</p> | <p>者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 (1) 入学手続を行う日の属する月の初日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者。</p> <p>二 (2) 入学手続を行う日の属する月の初日において、配偶者又は一親等の親族が引き続き1年以上県内に住所を有している者。</p> <p>三 (3) 知事が(1)及び(2)に掲げる者に準ずると認められる者。</p> <p>2 「県外者」とは、県内者以外の者をいう。</p> | <p>[略]</p> | <p>学入学料</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | | | | |
| <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>別科</p> | <p>学生</p> | <p>1 県内者</p> | <p>同</p> | <p>232,000円</p> | <p>2 県外者</p> | <p>同</p> | <p>332,000円</p> |
| <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

宮崎県条例第46号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|-----|--|-----|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事 | 市町村 | 事 | 市町村 |
| [略] | | [略] | |
| 10 医療法（昭和23年法律第205号）による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第52号）に基づく事務 （1）～（19） [略] （20） <u>第46条の2第1項ただし書の規定による理事定員の特例認可の申請の受理に関すること。</u> （21） <u>第46条の3第1項ただし書の規定による理事長資格の特例認可の申請の受理に関すること。</u> （22） <u>第46条の4第6項の規定による特別代理人の選任の請求の受理に関すること。</u> （23） <u>第47条第1項ただし書の規定による管理者の理事就任の免除認可の申請の受理に関すること。</u> （24） <u>第50条第1項の規定による定款又は寄附行為の変更認可の申請の受理に関すること。</u> （25） <u>第50条第3項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受理に関すること。</u> （26） <u>第52条第1項の規定による事業報告書等及び監査報告書の届出の受理に関すること。</u> （27） <u>第55条第6項の規定による解散認可の申請の受理に関すること。</u> （28） <u>第55条第8項の規定による解散の届出の受理に関すること。</u> （29） <u>第56条の6の規定による清算人の就職の届出の受理に関すること。</u> （30） <u>第56条の11の規定による清算結了の届出の受理に関すること。</u> （31） <u>第57条第5項の規定による合併認可の申請の受理に関すること。</u> | 宮崎市 | 10 医療法（昭和23年法律第205号）による病院若しくは診療所又は医療法人に関する次の事務及び病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年宮崎県条例第52号）に基づく事務 （1）～（19） [略] （20） <u>第46条の5第1項ただし書の規定による理事定員の特例認可の申請の受理に関すること。</u> （21） <u>第46条の5第6項ただし書の規定による管理者の理事就任の免除認可の申請の受理に関すること。</u> （22） <u>第46条の6第1項ただし書の規定による理事長資格の特例認可の申請の受理に関すること。</u> （23） <u>第52条第1項の規定による事業報告書等及び監査報告書の届出の受理に関すること。</u> （24） <u>第54条の9第3項の規定による定款又は寄附行為の変更認可の申請の受理に関すること。</u> （25） <u>第54条の9第5項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受理に関すること。</u> （26） <u>第55条第6項の規定による解散認可の申請の受理に関すること。</u> （27） <u>第55条第8項の規定による解散の届出の受理に関すること。</u> （28） <u>第56条の6の規定による清算人の就職の届出の受理に関すること。</u> （29） <u>第56条の11の規定による清算結了の届出の受理に関すること。</u> （30） <u>第58条の2第4項の規定による吸収合併認可の申請の受理に関すること。</u> （31） <u>第59条の2において準用する第58条の2第4項の規定による新設合併認可の申請の受理に関すること。</u> | 宮崎市 |
| [略] | | [略] | |
| 15 医療施設調査規則（昭和28年厚生省令第25号）第10条の2第2項の規定による病院（県の開設する医療施設に係るものを除く。）に係る調査票の記入に関する事務 | 宮崎市 | 15 医療施設調査規則（昭和28年厚生省令第25号）第10条の2第3項の規定による病院（県の開設する医療施設に係るものを除く。）に係る調査票の記入に関する事務 | 宮崎市 |
| [略] | | [略] | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 9 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第47号

退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第39条の2 退職年金又は公務傷病年金はこれを受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終り又は執行を受けなくなった月まで停止する。但し、<u>刑の執行猶予の言渡を受けたときは、これを停止しない。その言渡を取消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。</u></p> | <p>第39条の2 退職年金又は公務傷病年金は、これを受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を終わり、又は執行を受けなくなった月まで停止する。<u>ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。</u></p> |
| <p>第55条 遺族年金を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その翌月からその刑の執行を終り又はその執行を受けなくなった月まで遺族年金を停止する。但し、<u>刑の執行猶予の言渡を受けたときは遺族年金はこれを停止しない。その言渡を取り消されたときは取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。</u></p> | <p>第55条 遺族年金を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けなくなった月まで遺族年金を停止する。<u>ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは遺族年金はこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。</u></p> |
| <p>2 [略]</p> | <p>2 [略]</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定は、平成28年6月1日から適用する。

宮崎県地方独立行政法人評価委員会条例をここに公布する。

平成28年 9 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第48号

宮崎県地方独立行政法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により県に置かれる附属機関の組織及び委員その他の職員その他当該附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(宮崎県地方独立行政法人評価委員会)

第2条 前条の附属機関は、宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 第1項に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第49号

宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|------------------------------|--|
| （警務部の所掌事務） | （警務部の所掌事務） |
| 第 3 条 警務部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 | 第 3 条 警務部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 |
| （ 1 ）～（ 18 ） [略] | （ 1 ）～（ 18 ） [略] |
| | <u>（ 19 ） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第 3 条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること</u> |
| | 。 |
| <u>（ 19 ）～（ 23 ） [略]</u> | <u>（ 20 ）～（ 24 ） [略]</u> |

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

